

新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第59号

新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「県給与条例」という。）の適用を受けていた職員で、新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号。以下「市給与条例」という。）又は新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教育職員給与条例」という。）の適用を受けることとなるもののうち、教育委員会の定める者（以下「特定教職員」という。）の俸給表の切替えに関し必要な事項を定めるものとする。

(俸給表及び職務の級の切替え)

第2条 特定教職員が市給与条例又は教育職員給与条例の適用を受けることとなる日（以下「切替日」という。）における特定教職員への俸給表及び職務の級の適用については、切替日の前日に特定教職員が適用を受けていた別表の第1欄に規定する給料表に応じ、同表の第3欄に規定する俸給表を、切替日の前日に特定教職員が属していた同表の第1欄に規定する給料表に区分される第2欄に規定する職務の級に応じ、同表の第3欄に規定する俸給表に区分される第4欄に規定する職務の級を適用する。

(号給の切替え)

第3条 切替日における特定教職員への号俸の適用については、切替日の前日に特定教職員が適用を受けていた給料表、属していた職務の級及び適用を受けていた号給による給料の額と、前条の規定により適用される俸給表及び職務の級において、俸給の額が同額（同額がない場合にあつては、直近上位の額（直近上位の額がない場合にあつては、最高額））となる号俸を適用する。

(切替えに伴う必要な調整)

第4条 前2条の規定により決定された職務の級及び号俸については、他の教職員との均衡を失し、かつ、特に必要があると認める場合は、教育委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(切替日前の異動者等の俸給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した特定教職員その他の教育委員会規則で定める者に適用する号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第6条 特定教職員で、その者の受ける俸給月額が切替日の前日の属する月において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。

別表（第2条関係）

県給与条例第5条第1項第1号イに規定する教育職給料表 (一)	1級	教育職員給与条例第4条第1項に規定する教育職俸給表 (1)	1級
	2級		2級
	特2級		特2級

	3 級		3 級
	4 級		4 級
県給与条例第 5 条第 1 項第 1 号に規定する教育職給料表 (二)	1 級	教育職員給与条例第 4 条第 1 項に規定する教育職俸給表 (2)	1 級
	2 級		2 級
	特 2 級		特 2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
県給与条例第 5 条第 1 項第 2 号に規定する学校栄養職給料 表	1 級	市給与条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する医療職俸給表 (2)	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
県給与条例第 5 条第 1 項第 3 号に規定する行政職給料表	1 級	市給与条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する一般職俸給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		